

2015年9月9日

原子力規制委員会 委員長 田中 俊一様
原子力規制庁御中

原子力規制を監視する市民の会
川内原発 30 キロ圏住民ネットワーク
国際環境 NGO FoE Japan

九電に受験資格なし！
川内原発1号炉の営業運転入りのための最終試験を認めず
即時に停止させるよう求める緊急要請書

運転開始から 32 年目に入った川内原発 1 号炉の復水器の配管には穴が開いています。原因も損傷の状態も確認していません。金属片が発生した可能性も否定できません。1998 年に発生した志賀原発の事例では、北陸電力はすぐに原子炉を止めて調べ、金属片が配管を損傷させていたことが明らかになっています。また、検査を行った A 水室以外の B～F の水室も同様な構造をしており、損傷配管が他にも存在する可能性があります。8 月 11 日の起動前に実施された検査(渦電流探傷試験)では発見できなかった原因も明らかにされていません。九州電力は次回定期検査で、配管を切り出すことを含めて、原因の調査を行うとしています。調査は、今実施中の定期検査で実施すべきです。配管に原因不明の穴あきが見つかった状態で再稼働などありえません。止めるのが当たり前です。

8 月 7 日には 3 基ある 1 次冷却材ポンプの 1 基についている軸振動計の数値がゼロに低下するという異常がありました。接触不良と言うだけでその状態も原因も発表しません。ポンプが異常に大きく振動した場合に正しく計測できなければ、つながっている配管が損傷または破断して原子炉の中の冷却水が急速に失われメルトダウンが発生する可能性を否定できないことは規制庁も認めています。ところが九電は、問題の 1 基について交換しただけで、他の 2 基については、運転開始以来一度も交換していない軸振動計を交換しようとしません。1989 年に起きた福島第二原発 3 号機の再循環ポンプ破断事故は、軸振動計の警報が鳴り続けても運転を続けたことが、事故を拡大させた要因でした。

また、川内原発 1 号機の高経年化対策は、30 年を経過した後の認可であり、高経年化対策実施ガイドに違反しています。それも、再稼働に間に合わせるための駆け込み認可であり、安全性を確保するための十分な審査が行われていません。

九州電力は、9 月 10 日にも検査の最終段階である総合負荷試験を受験したいとしています。このような状況で、受験の資格はありません。原子力規制委員会、規制庁においては、九州電力に対し、最終試験の受験を認めず、即時に停止させるよう要請いたします。

連絡先
川内原発 30 キロ圏住民ネットワーク
090-9130-0995/高木章次
原子力規制を監視する市民の会
〒162-0822 新宿区下宮比町 3-12-302/TEL03-5225-7213/FAX03-5225-7214
090-8116-7155/阪上 武